

国民年金 あなたには第3号被保険者期間がありますか？

◆第1号被保険者

自営業・自由業
・学生など



◆第2号被保険者

厚生年金保険・共済組合加入者である会社員・公務員など

◆第3号被保険者になる人とは…

厚生年金保険・共済組合加入者（第2号被保険者）に扶養されている、年間収入が一定に満たない、20歳以上60歳未満の妻（夫）です。

第3号被保険者であることを届出しておけば、該当している間は保険料を納めなくても、国民年金保険料を納めたのと全く同じ扱いになります。

①扶養されていても、自動的に第3号被保険者になりません。夫（妻）の勤務先に届出することが必要です。

②年間収入が一定額に満たない20歳以上60歳未満の妻（夫）とは、一般的に年間収入が130万円未満の人です。

こんなときは種別変更の届出が必要です

①第3号被保険者に該当した場合

- ・配偶者が就職して厚生年金・共済組合加入者になったとき
- ・結婚して、配偶者の扶養になったとき
- ・収入が減って、配偶者の扶養になったとき
- ・会社を退職して、配偶者の扶養になったとき
- ・配偶者が転職して加入する年金制度が変わったとき

▶ 届出書に年金手帳を添えて配偶者の勤務先に第3号被保険者の届出をしてください。

②第3号被保険者に該当しなくなった場合

- ・配偶者が退職（失業）したとき
- ・離婚したとき
- ・配偶者が死亡したとき
- ・収入が増えて配偶者から扶養されなくなったとき

▶ 第1号被保険者となりますので、住民課国民年金係に届出をしてください。

・あなたが就職して会社員や公務員になったとき

▶ 第2号被保険者となりますので、勤務先の事業所が届出をします。

第3号被保険者の特例届出

過去に届出を忘れていた期間が承認されます。

これまで、第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年以上前の期間は「保険料未納期間」となっていました。平成17年4月からの特例届出によって、届出を忘れていた第3号被保険者期間を「保険料納付済期間」にすることができるように

なり、老齢基礎年金の年金額に反映されることになりました。

平成17年4月以降の期間についても、何らかの事情で届出が遅れた場合、やむを得ない理由があるときは、届出をすれば「保険料納付済期間」にすることができます。

特例届出が必要な場合

- 現在も第3号被保険者の届出をしていない人
- 配偶者が厚生年金等に加入して、その扶養になっていたにもかかわらず、今まで第3号被保険者の届出を行ったことがない人

手続に必要なものがありますので、社会保険事務所へお問い合わせください。



特例届出が不要な場合

- 過去に第3号被保険者の届出もれがあり保険料の未納期間がある人
- 平成17年4月1日前にすでに第3号被保険者の届出をして「保険料未納期間」となっている人

社会保険庁で自動的に記録の変更が行われ、対象となる人にはすでに「お知らせ」が送付されています。

届け出ているかどうか心配な人は、年金手帳をご用意のうえ社会保険事務所までお問い合わせください。

▼問い合わせ先＝宇都宮西社会保険事務所 ☎028 (622) 4222 住民課 国民年金係 ☎⑤9127